

群本例規第4号（安推）

平成23年2月14日

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

生活安全推進員設置運営要綱の制定について（例規通達）

本県では、県民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現を図ることを目的として、群馬県犯罪防止推進条例（平成16年群馬県条例第45号）を制定し、行政、事業所、地域住民等との連携・協働による犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくりを推進してきた結果、県民の自主防犯意識が醸成されるとともに、各地域の自主防犯ボランティア団体が大幅に増加するなど県民の安全・安心に対する関心が高まってきたところである。

そこで、地域における自主防犯活動の気運が高まっている現状にかんがみ、生活安全推進員の活動の活性化を図るため、別添のとおり生活安全推進員設置運営要綱を制定したので、犯罪の起きにくい社会づくりに向けて、生活安全推進員の効果的な運用を図られたい。

なお、次に掲げる例規通達等は、廃止する。

- 1 当面の防犯活動について（昭和31年群本例規第18号）
- 2 防犯連絡所設置運営要綱の制定について（昭和47年群本例規第15号）
- 3 地域安全活動の推進について（平成6年1月24日付け群防第57号通達）
- 4 地域安全活動の推進について（平成8年3月27日付け群生企第180号依命通達）

別添

## 生活安全推進員設置運営要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、犯罪の起きにくい社会づくりの一環として、地域安全情報の地域住民への伝達、地域住民の要望の取りまとめを行うなど警察と地域住民とを結ぶ相互情報交換の総合的な窓口であり、かつ、自主防犯活動の中核として機能する生活安全推進員（以下「推進員」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 推進員の構成

推進員は、生活安全推進指導員（以下「指導員」という。）、生活安全推進班長（以下「班長」という。）及び生活安全推進班員（以下「班員」という。）で構成する。

### 第3 推進員の委嘱

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、次の要件を満たしている者のうちから、推進員を委嘱するものとする。
  - (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
  - (2) 職務遂行に必要な熱意と時間的余裕を有すること。
  - (3) 地域の実情に精通していること。
  - (4) 身体的及び年齢的に健康で活動力を有すること。
  - (5) 生活が安定していること。
- 2 署長は、推進員の委嘱に当たっては、単に経歴等にとらわれることなく、また、特定の居住地域、所属組織、年齢等に偏ることなく、地域における立場、地域安全活動に対する熱意等を幅広く考慮し、特に、現役世代の登用にも配慮するものとする。
- 3 指導員及び班長の委嘱数は、次の基準によるものとする。
  - (1) 指導員は、警察署ごとに2人とすること。
  - (2) 班長は、交番、駐在所及び署所在地（以下「交番等」という。）ごとに1人とすること。
- 4 推進員の委嘱は、委嘱状（別記様式第1号）及び表札（別表）を交付して行うものとする。

#### 第4 任期等

- 1 推進員の任期は2年とする。ただし、再委嘱をすることを妨げない。
- 2 署長は、推進員が次のいずれかに該当すると認めた場合は、解嘱することができる。この場合において、署長は、解嘱に係る推進員に解嘱通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。
  - (1) 本人から解嘱の願い出があった場合
  - (2) 長期の疾病等により、活動を遂行できない場合又はそのおそれのある場合
  - (3) その他推進員としての適格性を欠くと認められる場合

#### 第5 推進員の活動

- 1 推進員は、町内会、地域住民、管轄する交番等の警察官と緊密な連携を図り、地域における自主防犯意識を醸成するとともに、犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくりに向け、次の活動を行うものとする。
  - (1) 地域安全に関する地域住民の要望、意見等の把握並びに推進員相互及び交番等への連絡
  - (2) 地域安全情報の地域住民への提供
  - (3) 地域安全広報資料等の地域住民への配布、回覧等
  - (4) 自主防犯パトロール（児童の見守り活動を含む。以下同じ。）
  - (5) 各種地域安全運動への参加
  - (6) その他署長が必要と認める地域安全活動の推進
- 2 指導員は、前記1の活動のほか、各警察署の管轄区域内において、次の活動を行うものとする。
  - (1) 班長の取りまとめ及び指導
  - (2) 班長からの地域安全に関する地域住民の要望、意見等の集約
  - (3) 地域安全活動計画策定への参画
  - (4) 管轄区域内の自主防犯パトロールの計画策定への参画及び推進
  - (5) その他署長が必要と認める地域安全活動の推進及び総合調整
- 3 班長は、前記1の活動のほか、交番等の所管区内において、次の活動を行うものとする。
  - (1) 推進員の取りまとめ及び指導
  - (2) 地域住民及び推進員からの地域安全に関する地域住民の要望、意見等の集約

及び交番等への連絡

(3) 地域安全情報の推進員への伝達

(4) 所管区内の自主防犯パトロール計画策定への参画及び推進

## 第6 推進員の遵守事項

- 1 推進員は、その任務の遂行を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。解囑後も同様とする。
- 2 推進員は、活動に際し、その地位を濫用してはならない。
- 3 推進員は、その地位を利用して選挙運動を行うなど職務の中立性を疑われることがないようにしなければならない。

## 第7 会議等の開催

署長は、必要に応じて推進員を対象とした会議及び研修会を開催するものとする。この場合において、必要があるときは、関係機関・団体その他知識を有する者等の出席を依頼し、指導又は助言を求めることができる。

## 第8 表彰

署長は、推進員の活動について功労があると認める場合は、表彰を行うことができるものとする。

## 第9 簿冊の備付け

署長は、生活安全推進員等名簿（別記様式第3号）を備え付け、常に整備しておくものとする。

## 第10 地域安全活動推進協議会

- 1 推進員相互の連絡協調を図り、地域における身近な犯罪、事故等を未然に防止するなど安全で安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的として、警察本部に群馬県地域安全活動推進協議会連合会（以下「連合会」という。）を、警察署単位に地区地域安全活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。
- 2 連合会及び協議会は、推進員をもって構成し、会長、副会長その他の役員を置くものとする。
- 3 連合会及び協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別記様式省略